子育てに関する各種 半をご存じですか

児童手当

対象 中学校卒業前までの子ども(15歳到達後、最初の3月31日を迎 えるまで)を養育している方

3歳未満…15,000円、3歳から小学校卒業前までの第1子・ 第2子…10,000円、3歳から小学校卒業前までの第3子以降… 15,000円、中学生…10,000円

※児童手当でいう第1子・第2子・第3子は、18歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある子どもの中で何番目に当たるかを表 したものです。

※所得が一定額以上の場合は、子ども一人につき5,000円。

児童扶養手当

対象 父母の離婚などにより、父または母と生計を同一にしていない 子ども(18歳到達後、最初の3月31日を迎えるまで)を養育してい るひとり親家庭の方など

※政令で定める障がいのある子どもは20歳に達するまで。

手当月額 43,160円

※第2子は10.190円、第3子以降は6.110円を加算。

※所得制限があります。

特別児童扶養手当

対象 政令で定める障がいのある20歳未満の子どもを養育している方 1級(重度)…52,500円、2級(中度)…34,970円 ※所得制限があります。

災害遺児手当

自然災害や交通事故などにより、父や母を亡くしている、また は父や母が重度の障がい状態にある小・中学生を養育している方 **手当月額** 10,000円

児童手当・特例給付の 『現況届』を忘れずに



児童手当などを受給されている方は、 毎年『現況届』を提出する必要がありま す。該当する方には5月末に手続書類を 送付していますので必ず期間内に提出し てください。

- ※郵送での提出にご協力ください。
- ※提出されない場合、6月分以降の手当 が支給停止となりますので、ご注意く ださい。
- ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止 のため、鷲別公民館などでの出張受付 は行いません。
- ▶受付期間 6月1日(月)~30日(以)
- ※郵送の場合については、6月30日火必
- ▶受付場所 こども家庭グループ(〒 059-8701中央町6丁目11:市役所1 階7番窓□)

臨時特別給付金を支給します

『新型コロナウイルス感染症緊急経済 対策』として、児童手当を受給する世帯 に対し、対象児童一人当たり10,000円を 支給します。詳しくは、2ページをご覧 ください。

までの毎週木曜日10

12

7月2日休から8

月

こども家庭グループ(**☎**84 | 223) 問い合わせ

問い合わせ ※当日、 持ち物 その保護者 14 時 七夕飾り製作 小学校入学前の子どもと 中央子育て支援センタ ~ 16 時 7月3日 着替えなど 飲み (8) 37 15 接会場にお越しくだ 中央子育て支援セ 物 (金) (お 10 時 茶また

お楽しみ会 →中央子育て支援センター~

までに中央子育て支援セン えまでの子どもとその保護者 読 (7月23日を除く。 5 み聞 手遊びや運動遊び、 1歳6カ月から2歳5カ 中央子育て支援セ 組 かせ、 **月** 8 (申し込み順 製作など 日(月)から12 全 5 ンター 回 Н

あそびの広場1歳児グループ →中央子育て支援センター~



